

第六十八回国会 法務委員会 議 録 第三十一号

昭和四十七年六月九日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 大竹 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 羽田野忠文君

理事 林 孝矩君

石井 桂君

鍛冶 良作君

千葉 三郎君

村上 勇君

米田 東吉君

青柳 盛雄君

出席國務大臣

法務大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員

法務政務次官 村山 達雄君

法務大臣官房司 貞家 克巳君

法制調査部長 吉岡 章君

法務省入国管理 局長

委員外の出席者

法務省入国管理 局長

法務省入国管理 局長

最高裁判所事務 局長

法務委員会調査 室長

江幡 修三君

岡田 照彦君

牧 圭次君

松本 卓矣君

補欠選任

米田 東吉君

沖本 泰幸君

石橋 政嗣君

山田 太郎君

委員の異動

六月九日

第一類第三号

法務委員会議録第三十一号

同日

辞任

米田 東吉君

石橋 政嗣君

補欠選任

同日

理事 麻生良方君

理事 中谷 鉄也君

理事 大坪 保雄君

理事 河野 密君

理事 松本 十郎君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

同日

辞任

米田 東吉君

石橋 政嗣君

補欠選任

同日

理事 麻生良方君

理事 中谷 鉄也君

理事 大坪 保雄君

理事 河野 密君

理事 松本 十郎君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

同日

辞任

米田 東吉君

石橋 政嗣君

補欠選任

同日

理事 麻生良方君

理事 中谷 鉄也君

理事 大坪 保雄君

理事 河野 密君

理事 松本 十郎君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

同日

辞任

米田 東吉君

石橋 政嗣君

補欠選任

同日

理事 麻生良方君

理事 中谷 鉄也君

理事 大坪 保雄君

理事 河野 密君

理事 松本 十郎君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

同日

辞任

米田 東吉君

石橋 政嗣君

補欠選任

同日

理事 麻生良方君

理事 中谷 鉄也君

理事 大坪 保雄君

理事 河野 密君

理事 松本 十郎君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

同日

辞任

米田 東吉君

石橋 政嗣君

補欠選任

同日

理事 麻生良方君

理事 中谷 鉄也君

理事 大坪 保雄君

理事 河野 密君

理事 松本 十郎君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

同日

辞任

米田 東吉君

石橋 政嗣君

補欠選任

同日

理事 麻生良方君

理事 中谷 鉄也君

理事 大坪 保雄君

理事 河野 密君

理事 松本 十郎君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

理事 河野 密君

うに存じておるわけでございます。

○林(孝)委員 最近、私の手元に届いた資料によりますと、一つは、大阪弁護士会が初めて規則をつくって、国選弁護に関して公正にやらなければならない、また親切にやらなければならないという、みずからの戒めをきめたということでありまう。こうした自戒といいますが、みずからの戒めをきめるという背景には、貧しい被告人のために裁判所から国費で選任される国選弁護人のあり方について、一つの疑惑といえますか、あるいは反省といえますか、そうしたきびしい態度をうかがうことができるわけです。

こういう大阪弁護士会のみずからの規則という
 ものとの他の弁護士会との関連、それから、こうい
 うみずからの規則というものを設けてやっている
 ことと裁判所との関連、これはどういふふうに解
 釈されるのですか。

○牧最高裁判所長官代理者の、大阪弁護士会の国選弁護人の運営規則というものが制定されたように私どもも伺っております。これはそれぞれ各単位弁護士会が、自主的に運営の適正をはかるという趣旨でつくられたものでございまして、なおその他の単位弁護士会でも、これと同じような規則をつくられているところがございます。

その背景につきましては、先ほど林委員から御指摘のございましたように、国選弁護士活動が必ずしも十分でないと考えられるような例も、過去には一、二あったということに対する反省で出ているものだと思えますが、裁判所としても弁護士会と十分連絡をとりまして、できるだけ国選弁護士活動が有効に行なわれるように、いろいろ御配慮願ひ、また裁判所のほうとしても訴訟指揮その他の面で、そういう点についての弁護士会の御努力をお願いしているところでございます。

○林孝委員 先ほど根拠法が明らかにされまし
たね。憲法三十七條、それから刑訴法三十八條、
それを受けてできた規則二十八條以下、この法律
によりますと、あくまでも国選弁護人というのは

裁判所が任命する、こういうことじゃないかと私は思うのです。であるならば、大阪弁護士会と他の弁護士会との格差といえますか、どこの弁護士会も平等に同じ規則でもって弁護士会が運営されている場合に、国選弁護人によって保護される被告人は、平等に安心して弁護の対象となるといふふうに私、考えるわけですけれども、その点はいかがですか。

○牧最高裁判所長官代理者 先ほども申し上げましたように、すべて登録された弁護士は、東京、大阪を問わず全国一律に同じ試験を受け、同じ養成課程を経て登録されているわけでございまして、一応それぞれ法の要求する水準は十分満たしているというふうに考えるわけでございます。したがって、東京であるあるいは大阪であるということとで国選弁護活動が十分行なわれ、地方における国選弁護活動は十分でないということではございませんで、全国同様に国選弁護活動としては十分に、有効に行なわれているというふうに拝見いたしております。

○林(孝)委員　ところが、大阪弁護士会のごうした規則をつくった背景の具体的な例ですけれども、たとえば年間二百数十件もの国選弁護を一人で引き受けて、そしてろくに被告人と打ち合わせもしないで、一日に数件も法廷をかけ持ちするという無責任弁護士らへの批判が出てきたため、大阪弁護士会ではこうしたみずから反省し戒める規則をつくったというような報道があるわけです。

そういうことになりますと、将来の問題として考えても、事件の増加あるいは弁護士と国民という関係は、これからの時代はますます密着していくと思います。そういうふうになってきますと、よけいこういうことが心配になってくるのじやないか。そして都会になれば都会になるほど弁護士の数も多いわけですね。東京と大阪では東京のほうが多いわけです。扱っている件数も多いわけです。大阪弁護士会にこういう規則があり、東京の弁護士会にはまた別の規則があるということになってきますと、そこに一つの差が現実にあると

いうことです。それから、裁判所が憲法並びに刑法によって國選弁護人の選任を依頼している。そうしますと、こうした被告人は、直接裁判所から選ばれた國選弁護人ではなく、弁護士会によって選ばれた國選弁護人によって守られておるわけです。

ところが、裁判所が依頼しているということでもしこういう問題があった場合、裁判所はそれには全然責任がないものかどうか、それは弁護士会の責任になるのかどうか、こういう点を私は先ほだから伺いしているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○**牧最高裁判所長官代理人** 先ほども申し上げましたように、各弁護士会に裁判所のほうが依頼いたしておりますのは、国選弁護人の推薦を御依頼申し上げておって、その推薦に基づいて最終的には裁判所が選任いたしておるわけでございます。したがいまして、その選任については裁判所としても十分責任は持たなければならぬと存じます。

したがいまして、訴訟活動を通じましてそういう例は必ずしも多くはないと存じますけれども、弁護士活動として十分だと考えられるようなことがございますれば、その弁護士人に対して裁判所のほうからの働きかけもいたしますし、また弁護士会のほうを通じての、今後の弁護士活動についての一そうの御努力をお願いするようなことにもなるわけでございます。ただその場合でも、一番ざり

ぎりの場合には、やはり弁護活動が十分でないということによって、裁判所のはうとしても、あるいは他の方にかえたほうがいいという場合には、解任し、新たに適當な国選弁護人の推薦をいただいて再選任をするというようなことも、十分考へなければならぬというようなことが出てくるかとも思います。

○林(孝)委員 約束の時間がありますので、最後に要点をしぼって質問しますけれども、いまの御答弁の中に、裁判所の弁護士会への働きかけということがありました。適当でないというふうに判

断された場合、その判断をされるという基準とい
いますか、どういふ場合が適当であり、どうい
ふ場合が適当でないかという判断の基準と、それ
から、適当でないというふうに判断された場合に働
きかけをされる、具体的にこういふ働きかけの種
類があるというそういう問題、それから、これは
弁護士会の中で、たとえばその弁護士に対して訓
戒とかいろいろそういう処置もあるということ
を伺っておりますが、その関連もあると思いま
すので、裁判所からの働きかけの具体的な内容につ
いて、この二点をお伺いしたいと思います。

○牧最高裁判所長官代理者 働きかけと申しますと非常にことばがきついわけでございますが、訴訟手続の中におきまして、この事件について弁護人のほうとしては情状の立証、こういう点においてお考えいただいておりますかと、そういうような意味で、ある程度弁護人に訴訟指揮上弁護活動をしていただくことを促すというような面がまあ一つ、これは通常の場合でございます。それがもっとひどくなりまして、ほとんど弁護らし

い弁護士活動がないということでありましたれば、あるいはそれによって十分な訴訟の進行がはかられないということでございますと、刑事訴訟規則の三百三条によりまして所屬弁護士会にこの旨を通知して、弁護士会の適当な処置を促すという規則がございます。それを活用するということになるかと思ひます。もっとひどくなれば、弁護士会の自治の問題ではございますけれども、弁護士会

内部でのあるいは懲戒とかそういうような問題が出てくることも、あるいはあるかと存じます。裁判所として行ないますのは、一番強いものとしたしましては、刑事訴訟規則三百三条、弁護士会に対する通告ということであろうかと思ひます。それから判断の基準でございますが、判断の基準と申しますとなかなかむずかしいわけでございます。

まして、具体的にそのために訴訟が全然進まないとか、あるいは被告人の利益が全然法廷に顯出されないというようなことを抽象的に申し上げるよりほかないんじゃないかならうかと思ひます。弁護活動

動と申しますのは非常に総合的な活動でございますので、その評価ということは、裁判所のほうとしては非常にむずかしいわけでございまして、具体的な訴訟において、非常に訴訟遅延の結果が生じたとか、あるいは被告人の利益が全然守られないというような事情が出たときに、そういうような行為に及ぶということ、そういう慎重な態度が、裁判所としてもやはり必要ではなからうかというふうにお考えをいただいております。

○林(孝)委員 終わります。

○松澤委員長 青柳盛雄君。

○青柳委員 ただいま問題になっております刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、この法律はごく最近に制定せられた法律でございます。それをもうたちまち一部を改正しなければならぬというような何らかの事態の変化が起こったのかどうか、この前のときにかつともその点に気がつかなかったもので、別にそのときと今と事態の変化があったとは思えないけれども、間違ひは早く訂正したほうがよろしいからそれで訂正をするというのか、そのいずれであるか、御説明いただきたいと思ひます。

○眞家政府委員 御指摘のとおり、刑事訴訟費用等に関する法律は昨年成立いたしました新しい法律でございます。実はこの法律は昨年の通常国会で御審議いただいたわけでございますが、長年にわたる民事、刑事の訴訟費用制度が非常に不備であった。民事訴訟費用の制度につきましては明治二十三年から、刑事訴訟費用につきましては大正十年からの古い法律でまかなってございまして、いろいろ体系的に不備があったわけでございまして、そこで、昨年の立法におきましては内容の明確化、体系的な整備を加えるということが眼目でございまして、なお幾多の不備な点が残されていたわけでございます。もちろん国選弁護人の待遇をさらによくするということは、昨年の段階でも考えられていたわけでございますが、法律面に出てまいります今回の改正は、ごくわずかな船賃だけに關係することでございますけれども、その他い

ろいろの、たとえば宿泊を要した場合の宿泊料をどうするかという点につきましても、これは最高裁判所の規則に委任したわけでございまして、内容的にはいろいろ問題があったわけでも、幸いそういったような国選弁護人の待遇改善の問題は、裁判所当局においても非常な努力をされて、本年度からは、たとえば日当でありまして、本年度からは、たゞきましては、かなり従来に比べて厚遇されるようになる予定であるというふうに向つてゐるわけでございまして、そういった待遇改善の一環として、昨年来努力してきたわけでございまして、昨年の段階では、なお財政当局その他との完全な意思の一致を見るに至りませんでした。ところが、今回そういった問題が、不十分ではございまして、今一回そういった問題を、一歩の前進を遂げることになった。そこで、そういった問題の一環といたしまして、法律にあらわれてくるものがこの船賃の改定ということになったわけでございまして、

以上のような経過でございます。

○青柳委員 証人等に支給する船賃などにつきましては、この法律の三条の二項に、船賃とは書いてないけれども、等級が三つに分かれる、そのときは中級以下だ、こういうふうになって、そしてそれがそのまま国選弁護人に準用されている。そういう形態だったわけですが、証人等に支給する旅費については、運賃の等級が三階級に区分すること自体問題があると思ひます。

参考にお聞きしたいのですけれども、裁判官とか検察官の場合の旅費の支給は、やはり三等級に分かれたときに、中級以下あるのは何とかなというふうなことがかつてあって、それが直されたというふうな経過があるのかどうか、お尋ねいたします。

○眞家政府委員 公務員が出張いたします場合の旅費につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律に定められてゐるわけでございますが、これによりまして、いろいろ公務員の等級を分けまして、それによりまして待遇が分かれてゐるわけ

でございます。

そこで、たとえば三階級に区分いたします船賃の場合について申しますと、内閣総理大臣と、それから指定職俸給表の適用を受ける者、それから行政職俸給表の一等級の給与を受ける者、これが船賃の上級を受けるということになっております。二等級から七等級までの者は中級を受ける、八等級の者が下級の船賃を受けるということになっておるわけでございまして、したがいましめて、上級を受けますのは一等級以上ということになります。したがいましめて、普通の行政官でいいますと本省の局長、次長、部長、主要課長以上の段階、そういったところで分かれてゐるわけでございまして、裁判官、検察官につきましても、最高裁判所長官が大蔵大臣と協議をいたしまして、それに準じて定められることになってゐるわけでございしますが、おおむね判事補の二号以上の段階では上級を受ける、それ以下の者は中級を受ける、かようになつてゐるようでございまして、

○青柳委員 そうすると、この点では判事補の上のほうの人並みの旅費を受けるということに国選弁護人はなる可能性が、改正することによつて出てきたというわけですね。

さてそこで、もう時間もありませんから簡単にいたしますが、前々から国選弁護人の待遇について、日弁連その他から強い要望が出ております。四十六年度でも「国選弁護人の報酬増額の要望書」というのが出ております。また四十七年度も全く同趣旨の同じ題名の要望書が出ております。これは裁判所をよく見ておられるとは思ひますが、その中で、技術的な点はお読みになつてゐるでしょうから説明はいたしませんけれども、少なくとも予算措置として、国選弁護料の予算としては十億円以上を計上してもらいたい。

それから旅費、記録謄写費等弁護活動のため支出される実費を支弁し得るよう予算措置をとられたい。それから国選弁護料を裁判費から分離し、独立の項として予算に計上されたい。私どもから見ても、これはいづれも理由のあることだと思

うのですが、時間がありませんから、これについてどういふ検討をしておられるかお尋ねいたします。

○牧最高裁判所長官代理者 国選弁護人に対しての報酬というものは、従来必ずしも十分ではないと存じます。しかし、これについては一挙にということではなかなかまいりませんので、できるだけ改善してまいりたいと裁判所も考えておる次第でございますが、過去数年、年間約一〇兆ずつの平均的な引き上げを行なつてきておりますが、もちろん今後ともこういう方針で、できるだけ報酬の増額に努力したいというふうにお考えをしております。

それから費用の問題でございますが、いわゆる通常の国選弁護人に対する費用で考えられますのは、被告人あるいは証人等に面接するための旅費、あるいは記録謄写のために要した費用ということになるかと存じます。ただ、それらの分は最高裁判所が出している通達にも、十分考慮して報酬を算定するようになっていると存じております。通常はそういうものも報酬に含まれて計算されてゐるというふうに申し上げたいかと存じます。一々、被告人あるいは証人等に面接したというふうな場合に、これを費用として支給するということになりまして、それぞれ非常に複雑な手続にもなりますし、また、それらの活動自体は単純に面接したということではなしに、面接することに伴つていろいろの弁護活動が行なわれているということになるかと思ひますので、それらをまとめて、全体として弁護活動の報酬として考えるほうが適當ではなからうかということで、現在は報酬ということに含む取り扱いにしておるわけであります。

なお、国選弁護人に対する報酬等の増額ということについては、最高裁判所としては今後とも努力してまいりたいと思つております。

○青柳委員 いまの御説明、あまり時間がありませんからここで押し問答的にやりますけれども、記録謄写費などというのは、それは弁護料

の中に含まれているのだとおっしゃいますけれども、私選弁護人の一般の弁護士として収入できる、また弁護士会あたりで最低限をきめたものもありまうけれども、それと比べて、あまりにも少ないということが、この要望書に記載されておるわけですね。ですから、いまのような御答弁でとめてしまふのではなくて、抜本的にこれは再検討していただかないと、人権を守るために弁護士はたいへんなサービスをしているわけですから、それに報いるだけのものが裏づけなければ、これはやはり問題だと思ひます。決して名誉職でやっているわけじゃありません。

その点だけ申し上げまして、終わります。

○牧最高裁判所長官代理人 前回、国選弁護人のついた被告人のうち、必要弁護と任意弁護の割合ということでお尋ねがございました際に、必要弁護が非常に少ないのではなからうかというふうに申し上げましたが、統計を正確に調べますと、大体地方裁判所で平均いたしましたして八一・九名、簡易裁判所で平均いたしましたして九二・五名が必要弁護事件でございますので、その点おわびして訂正させていただきます。

○松澤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○松澤委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決いたします。

（賛成者起立）

○松澤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

（報告書は附録に掲載）

○松澤委員長 内閣提出、出入国法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷鉄也君。

○中谷委員 出入国法案について、われわれの見るところとうてい了承できないし、納得できない、許容できない主たる点については、委員長の御許しを得て米田委員のほうから若干の質疑をいたしたいと思ひますが、私は、まず出入国法案の提案に伴う次の諸点について、本日、事実関係と問題点を明確にしておきたいと思ふのであります。

まず、事実関係を確かめたいと思ひますが、自由民主党、与党の政調会作成にかかると「新しい時代の出入国制度」サブタイトル「出入国法案」についてこの資料を法務省が関係方面に配布をしたということ、このことによつて、多くの団体からわれわれ法務委員のところに苦情と抗議が寄せられてまいりました。したがうして、その間の事実関係をまず入管局長から、どのような目的で、どのような理由でということはお聞きをいたしますが、入手された部数、そうしてそれが配布された部数、それらについてまず御答弁をいただきたいと思いますのであります。

○吉岡政府委員 御指摘のパンフレットに關しましては、法務省といたしまして四千五百部を入手いたしました。そのうち千五百部は自由民主党からの寄贈を受けておりまして、残りの三千部は出版元から購入いたしております。

それから配布先でございますが、配布先につきましては、入管局関係が二百三十四部でございます。入管局以外の法務省の内部で百六十四部で

ございます。それから報道機関でございますが、これは主として法務省詰めの記者クラブの諸君を主たる対象としたものでございますが、六十八部でございます。それから観光、運送その他東京にありまう外国の大使館その他の関係団体に六十二部配布しております。それから国会議員の方たちに百六十八部でございます。それから国会の調査室等に五十部、地方の入国管理事務所その他出張所を含めまして千三百六十部ということで、手元に残っておりますのが、未配布でございましたのが二千二百三十部でございます。

○中谷委員 未配布、すなわち残部二千二百三十部については、どのような処置をおとりになりましたか。

○吉岡政府委員 未配布につきましては、配布いたしましたものの中で回収を試みたものがございまして、その回収を待つて処置を決定いたしましたと存じております。

○中谷委員 未配布、残部二千二百三十部については、どのような処置をおとりになるつもりでありますか。回収方を指示したものと相まってということでありまして、その点についてはあらためてお聞きをいたしますが、残部の処置はどのようなにされる御所見でありますか。

○吉岡政府委員 残部につきましては、もとものとこの印刷物を入手いたしましたのは、法案の説明資料といたしまして関心をお持ちの向きに配布するつもりでございましたが、この残余の部分につきましては、もはやそういった目的で使う目的がございせんので、これは将来廃棄したいと存じております。

○中谷委員 回収を指示をした、そういうことで回収努力中のものであるということでありまして、それは何部であるかあらためてお尋ねをいたします。

○吉岡政府委員 地方入国管理事務所に配布いたしました千三百六十部について回収を試みております。

○中谷委員 地方入国管理事務所関係千三百六十につ

いて、回収方を指示された理由はあとでお尋ねをいたしますが、回収状況についてお答えをいたしたいと思ひます。

○吉岡政府委員 現在のところまだ確定した数字は出ておりませんが、およそ九〇〇名に近い数は回収できるのではないかとわれわれは判定いたしております。

○中谷委員 そこで、問題の内容に入つて政府の見解を明らかにしていただきたいと思います。けれども、その前に事実関係、四千五百部のうち千五百部は寄贈を受け、したがって三千部は購入したというお話でありますけれども、購入金額は幾らということになっておりますか。

○吉岡政府委員 三千部につきましては、出版元から購入いたしました。金額は六万円でござい

ます。

○中谷委員 出版元は自由民主党広報委員会出版局であることは、このパンフレットによって明らか事実であります。これはお答えをいただかなくともそのとおりであります。間違ひございせんね。

○吉岡政府委員 失礼いたしました。印刷所から直接買つております。

○中谷委員 この出入国法案の審議をしようと思つて出入国法案についての質問を始めたのですが、印刷所から買うというのは、著作権法違反その他の問題が出てくるんじゃないでしょうか。印刷所というのは印刷をして、それがとにかく普通の出版ルート、これは麻生先生一番詳しいけれども、卸へ行つてそして小売りに出る。印刷所から買うというのは、一体いかなることなのかということ。著作権者、これは与党の自由民主党です。著作権者の了解なしに印刷所から買うということは、これは一体何ということでしょうか。印刷所から買う、これはどういふことなんでしょうね。

○吉岡政府委員 自民党政調会の了承を得て、印刷所から直接買つております。

○中谷委員 安く買ったということを言いたいの

ですね。そうですか。

○吉岡政府委員 事実関係を率直に申し上げたわけでございます。

○中谷委員 そこで、この点について回収を指示された。そして見直しとしては九〇名の回収を見越しておられる、こういうことであります。要するに特定の政党が、特定の法案についてみずから

の政党の立場をPRする、これは政治活動としては当然のことであり、あるべきことであります。

しかし、私が申し上げたいのは、法務省というのは最も政治的な中立を保つべき役所、こういうものであろうかと私は思う。回収を指示されたというの、私は、そういう点についての問題点を

お感じになって回収を指示されたと思うのであります。

まず、回収を指示された、回収努力を現にしておられるその理由いかん、これをお聞きいたしたい。

○吉岡政府委員 自民党が全国的に配布いたしました資料と同一の資料を私のほうで配布いたしましたために、一般に、そのものまでも法務省が配布したとの誤解を生じたので、資料を配布した趣旨について、関係者の間に一部誤解を生じたという情報がありましたので、地方入管事務所に送付したものを中心といたしまして回収を指示した次第でございます。

○中谷委員 あなたはのほうでつくられたものと与党がつくられたものとが全く同一で、その点で誤解を生んだとおっしゃいますが、お配りになったのは、これでございます。要するに、もし法務省がつくられたものであるならば、ここに法務省入管局とあらなければならぬ。自由民主党とあって、しかも編集は、自由民主党政調会、発行は、自由民主党広報委員会出版局、こういうふう

にこれは相なっております。同一のもので、これは明らかに、著作権法の立場からいっても、表題そのものからいっても、これは法務省のものではないに、与党、自民党のものではありませんか。いま

の答弁は私は納得ができない。いかがでしょう。

○吉岡政府委員 私が御説明申し上げましたのは、自民党でつくりましたパンフレットを入管局のルートで配布いたしました。その入管局のルートで配布いたしましたそれ以外のものでも、入管局で配布したのではないという誤解等も生じたので、一応再検討をするという意味で回収を命じた次第でございます。

○中谷委員 じゃ、基本問題をお尋ねいたします。特定政党のパンフレットを大部購入し、特定の法案についての解説、特定の政策、これらのものを配布するということが、法務行政の立場から許されることだとお考えになっているのですか。

○吉岡政府委員 われわれといたしましては、出入国法案を今国会に提出いたしております。その法案の通過につきまして努力をいたします。それはわれわれの本分だと存じておりますが、たまたま自民党でこしらえられたパンフレットが、この法案の内容等につきましてきわめてわかりやすく説明してございましたので、このパンフレットを入手いたしました。この法案に関心を持ってもらえる向きから御要望がありました。これを配りたいということで準備した次第でございます。

○中谷委員 あなたはのそういう答弁をお聞きしているのではないのです。ある役所が、今回の場合は法務省が、特定政党の作成したパンフレットを配るといふことは、法務行政の中立性、政治的中立性の立場から見ると許されることなのか。それがたまたまいいものであったか悪いものであったかということとは別です。そういうことが許されるのですかと聞いています。

○吉岡政府委員 今回の行為は、政治的目的をもって行なった行為とは全く性質を異にするのでございまして、公務員の政治的中立性に違反したものではないと考えております。

○中谷委員 国家公務員法百二条にはどうありますか。

○吉岡政府委員 国家公務員法の百二条の關係から申しまして、かりに形式的に人事院規則の一

四一七の第六項第七号に該当するといいたしましても、同規則に定める適用除外規定により許されるものであって、公務員の政治的中立性を侵すものではないと考えております。

○中谷委員 人事院規則一四一七の六項の問題をお引きになりました。じゃ、しからばその点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

人事院規則の六項の七、私のほうから読み上げます。「政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。」こういうことになりました。そこで第五項は、前提として、「政治的

目的をもつて」ということになっているわけであります。けれども、客観的に、まずこの人事院規則のどこに、この構成要件のどこにまず触れるわけですか。要するに政治的目的云々という点について排除したいんだと、こういうふうにおっしゃりたいんでしょ。形式的に触れるとおっしゃったんだから、それを答えてください。

○吉岡政府委員 人事院規則一四一七の第六項七には形式的に触れる形態となっております。

○中谷委員 七のどれに触れるのかと聞いています。

○吉岡政府委員 政党の「機関紙たる新聞その他の刊行物」を「配布し又はこれらの行為を援助すること。」だと思えます。

○中谷委員 要するに政治行為の七の、政党の刊行物を配布したまたはこれらの行為を援助した、配布行為があり、援助行為があった、こういうことをまず言いたいわけですね。

○吉岡政府委員 いま申しました中で、「配布」するだけでございまして、「これらの行為を援助すること。」は、取り消させていただきます。

○中谷委員 政党の刊行物は、それを売って、そしてそれによって収入を得る。買うということとは援助じゃないんですか。また援助という意味は、単なる財産的援助を含むのではないというのは、人事院規則一四一七の法定解釈によっても精

神的援助も含む。この点については、多くの国家公務員が政治行為制限によって、ずいぶんきびしい取り締まりを受けている。国公の諸君というものは、これによってずいぶん懲戒を受けたたり刑事罰に問われた。一四一七については、私は、少なくともこの問題についてはもう十何年来研究している。援助でないという理由を言ってください。

○吉岡政府委員 本件パンフレットを購入いたしましたのは、印刷所から直接原価で購入してあります。発行者の収入にはなっておりませんので、資金援助にはなっていないとわれわれ考えております。

○中谷委員 宣伝行為をする、宣伝目的のパンフレット、とにかくそういう宣伝の便宜をはかる、そういうことが援助に当たると、単にそれが財産的なものに限らないのだ、これが有権者である。私は申し上げている。この点についての見解いかんというのを聞いています。局長、その点について答弁してください。

○吉岡政府委員 われわれは、そういう見解はとっておりません。

○中谷委員 この問題についての質問をするということは、もうあなたのほうはかねてから覚悟しておいた。ずいぶん想定問答集もたくさん持ってきておられる。そこで、それは人事院その他と打ち合わせされましたか。それとも法務省の法律専門家に聞かれましたか。われわれと言われるが、あなた自身人事院規則ということについて詳しくお調べになった上での答えですか。これは人事院との間における食い違いはありませんか。

○吉岡政府委員 特に人事院の意見は求めておりません。

○中谷委員 一四一七の第六項の七、これにまず当たる。そこで、適用除外をされるのだと言いたいの、どの点なんですか。

○吉岡政府委員 人事院規則一四一七の第七項に、「この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止又は

制限するものではない。」この項でわれわれはそう解釈いたしております。

○中谷委員 そうすると、もう一度お尋ねいたしますけれども、「この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行すべき行為を禁止又は制限するものではない。」事は私は重大だと思ひますよ。もう一度お聞きします。自

民党という野党のパンフレット、社会党、公明党、民社党、共産党という野党のパンフレット、そんなものを配るといふことが、国民の全体の奉仕者である職員の本来の職務を遂行するために当然行なうべき行為と言われるが、国民が聞いた涙を流すのじゃないですか。与党のパンフレットを行政機関の組織を通じて配る、しかも出入国法

というのには非常に激しい対立をしている法律、まさにそういうところの政治的中立を保たなければならないときに、それが一体何が理由で職員の本来の職務の遂行になるのですか。法務省というのは、特定政党のための法務省でないはずですよ。あたりまえのことです。何が本来の職務の遂行なんですか。では、そうすると、ある特定政党の政策がたまたまある役所の政策に合致をしたという場合、その政党のパンフレットを配るといふことが許されることなんですか。常識の問題でしょう、そんなことは。一体それが本来の職務なんですか。どうかしているのじゃないか。じゃ、一体回収するといふこととどう結びつくのか。いまの話は重大だ。

委員長、私はこれで質問を終わろうと思つて、法務大臣の御見解も承ろうと思つたけれども、官房長官をひとつ呼んでいただきたいと思います。こんなことで入管局長の見解といふものが至るところで、農林省でも、防衛庁でも、そして外務省でも行なわれるといふことになったら、たいへんなことです。特定政党のパンフレットを配ることが公務員本来の職務だんといふことを、私はいまだかつて考えたことがなかった。私は、たまたま言いたいのは、政治目的はなかったのだくらい言いたいのだらうと思つた。水腹を突き出した答弁

じゃないですか。本来の職務の遂行です、やったことは悪くないのです、いいことをしたのですといふことで、不適当だとも言わない。本来の職務の遂行です。こういうふうなことを言われるといふのは、全く私は納得もいかないし、これはもう全く法務行政のあり方について、法律家の一人として非常な義憤を感じます。

もう一度だけ、その点について伺いたい。適用除外、条文の七項、「この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行すべき行為」といふのは、本件の場合どんなことであつたのか、この点をひとつ局長から御答弁をいただきたい。

○吉岡政府委員 われわれは、出入国法案を国会に提出しておりますので、その法案の内容、法案の問題点などを解説した資料を配布いたしました。この法案についての認識を一般に深めていただくことは、職務遂行上当然必要な行為と思つておりまして、たまたま自民党の政調会で発行したパンフレットが、この法案の必要性和内容を、的確かつ非常にわかりやすく解説しておりましたので、これを入手して配布いたしましたものでございます。

○中谷委員 そうすると、法案についての説明、PRをしなければならぬといふ、そういうことについての法務省の役割りといふものはあるといふのを認めます。それが同時に、そのパンフレットが——あとでパンフレットの内容について、同僚委員のほうから質問がありますよ。日華条約の問題、日朝の関係、これらの問題について、外交政策上非常に先鋭的に対立している問題についてのことを疑わせるような文言もある。私は、その点はきょうは同僚委員の御質問に待ちたいと思つて、あえて言わないけれども、法案のPRをするといふことが、同時に特定政党の政治目的を助けるという場合、一個の行為が他の目的にも当たるといふ場合、これは当然政治行為の禁止の条項に当たるじゃありませんか。まさにこの大前提は一体何か、この七項の大前提は何かといふ

と、政治活動をしてないという前提がある。そうですね。そういうものをしてはならぬのだという前提がある。そういう前提があつてこそ初めてそういうことが成り立つわけなんだ。法務省がたまたま与党と法案に対する同じ意見を持つておつた、そういうことでその法案についてのPRをしたことが、間接的に与党の考え方がいゝと国民が支持をするといふ場合、そういう場合をこの七項はいつているのであつて、自民党のパンフレットを配つたといふふなことが、公務員本来の職務だんといふことは、その手段において、方法において、明らかに政治目的を持ったところの、政治的中立を害するところの行為になる。これは当然のことです。この点について、局長、いかがですか。

○吉岡政府委員 われわれが入手いたしました配布いたしましたのは、大半は部内の執務参考用でございまして、その他一般に説明資料として配布しようといふつもりはございしましたが、いろいろな誤解もあるようでございまして、これは大半回収するといふことにいたしました次第でございまして、われわれといたしましては、特定政党を支持するといふ政治目的は全く考えておらなかつた次第でございまして。

○中谷委員 いずれにいたしましても、配布については、部内配布、部外配布を問うような、限定するような、部内配布であればいいというようなことは、この人事院規則にはどこにも書いておりません。私は、これは政治の姿勢の問題だと思つて、行政と特定政党が癒着するといふようなことがあつてはいけないといふようなことは、政治のあり方としては、私は嚴重にこれは言われておる問題だと思つて、私は、尊敬する法務大臣にこれらの点について御見解を承りたいと思つて、いまだのようないふことが人事院規則のあり方としてまかり通るなら、これは内閣全体の問題だと思つて。

そこで私は、委員長に対して、同僚委員から若干の関連質問があろうかと思つて、それで関連質問を待つて、一応委員会をストップしていただきます。また、関連質問のあと内閣官房長官を呼んでいただきます。いまのような局長答弁といふものがまかり通るとするならば、これは日本の政治のために、またあえてこの私をして言わしむれば、法務行政のために遺憾きわまりない。だから、官房長官としまして人事院の総裁、この二人を呼んでいただくといふようなことを、ひとつ休憩のあとの理事会で御討議いただくといいことで、一応私の質問は中断いたします。あまりにもきょうの答弁といふのは、公務員の政治的中立、全体の奉仕者としてのあり方、こういうものに対して誤つたところの考え方、しかも、回収といふこととの間の結びつきは全くない。こういうふうな答弁については私は納得しません。

同僚委員の関連質問の希望があるようでありますので、一応私は質問を中断したいと思ひます。

○松澤委員長 一言、中谷君に申し上げます。官房長官あるいは人事院総裁というお話がありましたけれども、御承知のように、前尾法務大臣はすなわち同時に國務大臣であります。したがつて、政府全体に対する責任は前尾法務大臣もお持ちになつております。あえて官房長官をお招きしなくとも、また、前尾法務大臣の御意見をお伺いした後でも、おそくないのではないかとはいふような気がいたしますので、そのことだけを申し上げておきます。

○麻生委員 いまの中谷議員の質問に関連して、ちょっと御質問します。問題は、これは非常に重要な問題であります。特に法務省が、いま中谷質問が出たような面において人事院規則に違反をして、そして政治活動を行つたといふことになりまして、これは単に法務省だけの問題ではなくて、政府全般の政治姿勢の問題につながつてくるわけでありますから、慎重にひとつ答えていただきたいと思いますけれども、先ほど御答弁の中で印刷所から買つて、こう言われましたね。印刷所に交渉して直接買われた

のですか。

○吉岡政府委員 自民党の政務調査会と連絡いたしましたして、直接印刷所から購入いたしてあります。

○麻生委員 連絡をいたしましてということは、自民党のほうの出版元の手承を得て、じゃ一応印刷所から直接引き取ってこれ、こういうことなんですか。

○吉岡政府委員 お説のとおりでございます。

○麻生委員 そうすると、これは少なくとも定価がついておる本ですね。無料配布の本じゃないのですね。したがって、定価がついておる本ということになれば、その版権がどこにあるかということとは御存じでしょうか。どこにあるのですか。

○吉岡政府委員 自民党でございます。

○麻生委員 自民党にある。つまり、ここにある出版元に版権がある。版元の、版権の了承なしに印刷所が勝手に印刷物を他に配布することは、できないことも御承知でしょうか。知っておるか知っていないか答えてください。

○吉岡政府委員 したがって、自民党の政務調査会の了解を得て出版元から直接購入した次第でございます。

○麻生委員 自民党の政務調査会というのは、これは編集責任者ですよ。出版元ではないのです。出版元というのは発行所をいうのですから、出版局ですね。自由民主党広報委員会出版局、こうなっております。この出版局の手承を取りつきましたか。

○吉岡政府委員 政調会を窓口として出版局の手承をとったわけでありまして、出版局の責任者はこれを承したわけですね。あなたのところまでこれだけ買って配布するということを承したのである。間違いないですね。

○吉岡政府委員 了承したと了解いたしております。

○麻生委員 そうしますと、これは自由民主党全般の問題に及んでくるわけですね。いま中谷代議

士が質問したような点で、もしこの行為自体が人事院規則で定められている政治活動に違反すると判定されれば、自由民主党全体が違反の共犯者になるということ、御承知の上でしょうか。

○吉岡政府委員 その点につきましては、御指摘の点まではわれわれは詰めておりませんでした。○麻生委員 詰めていなくても、そういう結果になるということは御承知でしょうか。もし違反しているということの判定が出れば、自由民主党もその共犯者だということになるという結果については、おわかりでしょうか。

○吉岡政府委員 私どもは、その前提において御意見が違いますが、もし前提がそうということになれば、そういう結果になるかと思ひます。

○麻生委員 私どもは、公務員の政治活動が禁止されておる、特定の政党に役所が加担してはならぬことも知っておるがゆえに、私どものほうの党でもたぐさんのパンフレットを出してあります。そのパンフレットをあえて役所に持ち込んで、それを配布してくれとか買ってくれとか頼まないゆえに、資料としてむしろ差し上げることはありますが、そのことをやれば、当然それは違反になるということを知っておるから、そういうことをいままでやらなかったわけだ。これは社会党といえども、公明党といえども、民社党といえども同じであると思ひます。

しかし、もし自由民主党だけがこういう事実を知りながらやっていると、これは問題は単なる法務省だけの扱いの問題ではなくて、自由民主党の責任者を参考人として呼んでもらわなければならない、そういうことには思ひます。問題は政府ばかりではない、そういうことになると私は思ひます。いまの答弁、そのまます承してよろしいですね。

○吉岡政府委員 党のほうの御見解は、われわれとしてはわかりませんが、われわれに関する限りはそういうことでございます。

○麻生委員 もう一つお伺いしておきたいことがあります。法務省が今度この資料を買ったとい

うことは、私は実はきょう初めて中谷議員の質問によって知らされたわけです。こういうことがあるとすれば、私は要求したい資料があります。それは、従来まで法務省が資料を購読しているこの二年間の資料、購読の現状及びその会計報告を全部出していただきたい。これが一つです。

○吉岡政府委員 入国管理局だけでなく法務省全体ということになりますと、私の所管外のこともございまして、麻生委員の御希望は官房に伝えたいと思ひます。

○麻生委員 これは法務大臣に要求をしておきます。あとで理事会で正規の手続を経て、資料要求として要求をいたします。

それからもう一つは、このパンフレットを買った経路は、いま中谷議員の質問によって明らかですが、それに関連する会計その他帳簿、それから入手経路を明確にする領収証の資料を全部提出をしていただきたい。これも法務大臣に要求して、あとで理事会の手続を踏まさせていただきます。それで、いま中谷議員が言われるような人事院規則に違反する結果になるかどうか、そのことについては、これまたさらにあとの理事会の議を経て質問が横行されると思ひますから、私は、その点についての質問は後刻に譲らしていただきたいと思ひますが、この点だけ念を押しておきます。

○林(孝)委員 先ほどの中谷委員と入管当局との議論を伺っております。答弁の中に、私自身納得できない点があります。

それは一つは、当然正当な行為であるというそういう主張と、非常に誤解を招いた、そういう行為についてです。かたがたという意味の答弁と、こういう二つの答弁が出てきておるわけです。一、入管当局の考え方は、こうした事実に対して、どういふ見解を持っておるかというところがまともにおるのかどうか、ほんとうはどうなんだとわからないわけです。もう一回整理をしてはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○吉岡政府委員 この種のパンフレットを部内の執務参考用に入手するということは、過去におい

てもしばしばございまして、これは党のいかなる問はずわれわれはやっておる次第でございます。が、今回は、部外者に対して説明資料としてこれを使用したいという意図のもとに入手した分につきましては、先ほど申し上げましたように、外部でも誤解がある向きがあるということ、がわかりましたので、この配布を差しとめて、回収することといたしました次第でございます。

○林(孝)委員 よくわからないのです。PRをするために、法務省がそのものを配布したわけでしょう。当然それは正当な行為である、そういうふうな考えでやったわけですね。ところが、結果的に当局として、いまでも正当な行為であるとするならば、なぜ回収をするのか。どういう条件が起ったとしても、それは正当な行為であるならば、回収をする必要がないのではないかと、ことを返せば、私はそうなると思ひますが、その点はつきりしておきたいと思ひます。

○吉岡政府委員 自由党の配布されたものとわれわれの配布いたしましたものと、意図的には違つたものがあるかと存じますが、われわれはいたしましては、出入国法案に関心をもち、それに対する何らかのわかりやすい解説資料がほしいという向きに、これを配布したいと考えた次第でございます。それが誤解を招くということであれば、これは望ましくないということで、配布をやめた次第でございます。

○林(孝)委員 私の質問は、正当な行為であるという主張と、正当な行為でないという意味合いを含んだ答弁が先ほどあったもので、はつきりしておきたいということですよ。その一点、まず入管局長に答えてもらいたい。

それから、これを作成する過程で法務省は関知していなかったかどうか、この点です。原稿作成から資料の提供、そうした面に関して、法務省はそのことに対して全然知らないで、でき上がったものを初めて法務省が知ったのか、この点が一つ。

それから、最初から法務大臣はこのことを御存

じであつたかどうかということ、その三点を質問して関連を終わります。

○前尾国務大臣 この問題について、こういうものを配布しておるといふことは知りませんでした。が、しかし、執務の参考上にこういうものを配布することは、私はそんなに政治活動とも考えません。現在におきまして、これは執務の参考のためにはいろいろものを購入して配布することには、別にたいして私は差しつかえるようには思っていないわけですが、(われわれもみんな買つてもらうぞ)と呼ぶ者あり)どうぞ。(ばかかなことを答弁するな)と呼ぶ者あり)これはいろいろな事情を知るために、役人が勉強することについては、別に……(新聞記者にも配っているじゃないか)と呼ぶ者あり)新聞記者の方にこつちが積極的に配つたかどうか、その点はよく事実を調べないとわかりませんけれども、いろいろ書いたもので、こういうものがあるというので差し上げたり何かすることは、ずいぶんあると思います。

○林孝委員 いま法務大臣の答弁を聞いておりまして、法務大臣はこの事実関係というものを全部御存じかどうか。御存じでないのに、軽々な判断をされたら困るということです。すべて御存じなんでしょうか。作成の段階から配布の先まで、全部法務大臣は知っていますか。

○前尾国務大臣 そういうような事実関係については、私、知らなかったわけでありまして。しかし、このパンフレットが出ておるとは知っております。前、前、昨年作成されておるとは知っております。おそろく昨年作成されておるとは資料になつて、これができておるとはいいかというふうな推測いたしておる次第です。

○林孝委員 いまの答弁に対して、私は関連質問でありますから、中谷委員に質問を戻しますけれども、非常に不満な点がありますから、保留させていただきます。

○中谷委員 いまの大臣の答弁は、非常に私は重大だと思ひます。ある意味では、私は特定政党に行政が癒着をしているというふうなことは、民主政治のもとにおいて一番避けなければならぬ。たとえば、そうすると、安保について社会党、公明党、民社党、共産党、それぞれ見解を持っている、外務省と与党の考え方は全く一致しているというふうな場合、そういうふうなものを配るといふことを、一体国民が承知するでしょうか。中国問題についてもそうでしょう。

出入国法というのは、これは非常にとにかくいろいろ経過を経て、またいろいろ時間的な流れの中において対決法案だと言われている。そういうものについて、原案作成した法務省が、法務省のパンフレットを配るといふことは許されるでしょう。それを、全くそこに書いてあることはわれわれ野党にとつては意に満たない、非常にその点について反対意見がある、そういうふうなものを、特定政党の見解がたまたま法務省の意見と一致したからといって、それを配るといふふうなことが許されていいことなのかどうか、このことなんでしょう。もっと極言して、私は法務省のために言ふならば、この内容についても、どうしても許されない部分がある、少なくとも、これは法務省の入管局製とそうしてあるならば、私はそれは許容できる面があると思う。与党、特定政党の名前を書いたものが配られておるといふようなこと、そんなものを大体執務用にしていいのかどうか。執務のためにいって、どんなものでも執務のためにとしてよいというものではないかと思う。私は大臣の答弁は納得もできないし、大臣らしくない答弁だと思ふのです。この点、いかがでしょう。

○前尾国務大臣 私は、執務の参考としていろいろそういうパンフレットを配布するということについては、それがいかぬとは考えておりません。ただこれが、先ほどの入管局長の話から考えますと、一般に出されておる自由民主党のパンフレットと、要するに宣伝用のものと混同される、そういうことで、李下に冠を正さずという考え方のものと回収しておるといふのでありますから、その点についてはそれでよかつたものではなからうか、かように考えておるわけです。

○中谷委員 そうではないので……。○松澤委員長 中谷委員に申し上げます。この際、暫時休憩し、理事会に入りたいと思ひます。

○中谷委員 一点だけ質問させていただきます。大臣にお尋ねいたしますけれども、法務省が配つたのはこれなんです。これですよ。自由民主党のものに配つたわけなんです。そうして法務省はまた別に若干のものを配つたという事実がある。これを配ることがいけないと、私はそういうことを申し上げておるのです。私は、もう法務省のことについては、とにかく若干の事情等を感じておられますけれども、各政党のものをいって、これは一部が二部、そんなものを、とにかく国会答弁のために入手するというようなことがあつても、四千五百部などというものを購入寄贈を受けて配るといふようなことは、これは特定政党を支持し、特定政党の政策を支持する以外の何ものでもない。そういうことを考えてみますと、これはもう全く政治的中立、全体の奉仕者としてのあり方、要するに、大臣とそうして秘書官と政務次官以外は政治活動ができないのですけれども、かりにこれが万一法務大臣という名前配られてあつても、私はたいへんな問題があると思ふ。ましていわずや、そういう配つた人間、配つた人が入管局の人だ、法務省だということになれば、これはまた問題にも何にも私はならないと思ふのです。

そんなことを考えてみまして、もう一度私はお尋ねをしますけれども、執務用ということ、自由民主党のパンフレットを執務用とするというふうなことが、あつていいことなんですかどうか。この点大臣、いかがでしょうか。

○前尾国務大臣 その内容にもよると思ひます。率直に申しまして、この内容は、まあわかりやすく、いままで法務省の言つておること、また前面に出しておるもの、そのものをかみ砕いたような

かつこうで出しておるのではなからうかと思ひますが、あるいはこの自由民主党というのを消して配布するとかいうところまでの配慮をすればよかったのではなからうかとも思ひますが、それらの点は、もう少し事実関係がはっきりしませんが、何とお答えはできませんし、あるいは見当違いのお答えをしておるかも知れません。

○中谷委員 そうです。休憩前にもう一点だけ。大臣は事情を御存じない。まさに大臣のお話は自画自賛、そういうことです。内容がわかりやすくいいことが書いてある。法務省の立場は当然でしょう。岡田君、これは君が書いたんでしょ。岡田参事官がほとんどこれは書いたんでしょ。資料を提供して。ほとんど君が柱を書いたんでしょ。そんなことだから入管局長は大臣に報告して、わかりやすくいいこと書いてあります。それを自画自賛というのですよ。そんなものは、私に言わせれば自画自賛の典型だ。それがたまたま一致した。一致するのあたりまえですよ。法務省の入管局の連中——失礼、連中——というのは、入管局の諸君が書いたのだから、自分のところの気に入るものを書いたのはあたりまえだ。

そんなことだから、大臣はもう少し事実関係を調べていただいて、公明党の林君、民社党の麻生君、それぞれこの問題については疑義を提起している。ひとつ大臣の答弁も、あらためて私は明確な答弁をいただくことをお願いしたいと思ひます。

○松澤委員長 この際、暫時休憩し、理事会を開会いたしたいと思います。

午後零時五分休憩

午後一時七分開議
○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。出入国法案について質疑を続行いたします。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 毎度国会ごとに何回も出まして、た

いへん論議的になった出入国法案も、このたびようやくここで審議が行なわれることになって、私は最初に質問させてもらうことに、まことに感慨深いものがござります。

そこで、まず承りたいことは、この法案はこれで国会へ前後三回出ておられるのであります。そのたびごとに大なる反対意見のあつたことは、法務省において十分御承知だと思つております。しかしながら、その反対をも押し切つてなおかつこの国会にお出しになりましたのは、よほど深い考えを持ってお出しになったのであらうと思ひますので、これほどやかましい反対があつてもどうしても通さんならぬという信念のもとに出されたものと思つております。

そこで、どういふわけでこの法案は出さなければならぬのか、そのおもなる理由をまず承りたいと思つております。

○前尾閣務大臣　ただいまお話しのとおり、すでに二回も提出して反対が多い法案にかかわらず、今回出しておりますゆゑは、現行の出入国管理令は、申すまでもなしに昭和二十六年に制定されたポツダム政令でございます。これは占領下の行政で、それが前提となつた政令であります。

ところが、また時代が非常に変わつてまいりまして、昭和二十五年にはたしか一万八千人の入国者、昭和三十五年には十五万、それが昭和四十五年には七十七万の入国者というような、非常に出入りが多くなつてまいつております。それは言うまでもなしに交通が非常に便利になり、あらゆる経済情勢、社会情勢がすべて国際的になつてきたということでありまして、ことに、この現行令が制定された当時は、御承知のように船舶によつてみな来たわけであります。ところが、現在は飛行機である。それもジャンボとか非常に大型の飛行機でほとんど人が出入りをする。したがつて、そういう点におきまして、現行の手続というのは、いわゆる船舶で人が来た場合に適用するような手続で、もっと敏速に人がどんどん参つております、また大量に人が出入りしておるといふ手続に

は、全くふさわしくないものでありまして、そのために、非常に旅行者に不便をかけておるといふことが一点であります。それからもう一点は、在留します期間が短期に、商用あるいは国際会議、そういうようなことでほとんど人がやつてまいりまうときに、一々個別的に、またそれに応じた在留という制度が、すっかり適応しなくなつて、したがつて、多くの人に不便をかけておるわけであります。

それで、先ほど申しましたように、これはまだ占領下ということが前提になつておりまして、ほんとうの独立した日本の法律というふうな体になしていかないのであります。そういう点から考えますと、ぜひとも現在の日本、独立した日本の立場を保ちながら、国際的にもっと経済交流あるいは文化交流、あらゆる面での便宜のある制度に直していかなければ、とうていこれに対応もできませんし、非常に多くの旅行者に不便をかけておるといふことであります。したがつて、何といふたしましてもこの改正はやらなければなりません。

そこで、いままでのいろいろ批判を受けております点をできるだけ是正をし、また名称まで、そういういふゆる従来の管理といふことをやるのではなしに、もちろんこれは当然出入国の管理たる本質を持つておりますが、しかし、この時代に即応した、ほんとうに旅行者の便宜を考えた法案であるといふような意味合いからいたしまして、名称も変えまして提出したわけであります。

○鐵治委員　政治的理由は大体わかりました。私は事務的の方面から、いまの大臣の言われたような考えから、どういふ点とどういふ点を主として改めて制定しようと思はれたか、この点を指摘をして述べたいと思ひます。

○吉岡政府委員　六十一国会と六十五国会に提出いたしましたこの法案は、その名称を出入国管理令といたしておりましたが、まずこの法案の名称を改正いたしましたのでございます。その理由は、外国人の出入国在留の許可等に関しまして、その処

遇が公正に行なわれるように、基準、手続等を定めたものでございますが、出入国管理と申します際には、その名前が、あたかも規制ないし取り締まりを主とした法律であるかのごとき印象を与え懸念がござりますので、内容とは違つた誤解を生じないように、今回法案を、ただ単に出入国法と改めたのでございます。

それから、内容的に改正の主要点を申し上げますと、第一点は、まず出入国の手続につきまして、思い切つた簡易化と申しますか、簡易化をいたしました。また第二点は、外国人の在留制度の合理化をいたした次第でございます。

第一点の出入国手続の点につきまして具体的に申し上げますと、二、三カ月滞在する目的で日本に参ります外国人は、今度の法案ではきつめて簡単に入国できるようにいたしてございます。過去の統計によりますと、わが国に入国しました後、二、三カ月以内の滞在で出国する外国人の数は、大体全入国者の九五%を占めておりますが、現行の管理令のもとでは、短期間の滞在者を一律に取り扱うような制度がございせんので、外国人に上陸許可をする場合に、その入国目的を個別に審査いたしました。入国目的の相当の在留資格を決定しなければならぬという繁雑な手続がござい

ます。そこでこの法案では、短期滞在者という新しいカテゴリーの在留資格を設けまして、スポーツとか、親族訪問であるとか、見学であるとか、会議参加あるいは業務連絡等々の目的で短期間日本に入ってくる外国人は、この短期滞在者という在留資格で一律に受け入れることができるようになります。それらの外国人の入国手続を、現在の観光客並みの最も簡易なものにすることにいたしました。この結果、出入国の容易さは西ヨーロッパ諸国の場合とほぼ同じになります。国際的に要請されております出入国手続の簡易化、簡素化の要請に、大いにこたえるものと存する次第でございます。

次に、外国人は査証がなくとも十日前後の日本の観光ができるようになるということでございます。遇が公正に行なわれるように、基準、手続等を定めたものでございますが、出入国管理と申します際には、その名前が、あたかも規制ないし取り締まりを主とした法律であるかのごとき印象を与え懸念がござりますので、内容とは違つた誤解を生じないように、今回法案を、ただ単に出入国法と改めたのでございます。

す。国際旅行の途中に日本に立ち寄つて、数日間の上陸を希望する外国人の数は激増しておりますが、現行の令によりますと、無査証の外国人の一時的な上陸を許可できません。その外国人が乗つてきた同一の船舶あるいは同一の飛行機によつて日本から出国する場合に限られておりました。しかも、上陸できます期間はごくわずかでございました。そこでこの法案では、たとえば羽田空港におり立つた外国人が、査証なしに一週間前後の上陸を許可されまして、東京あるいはその近傍を見学しまして、別の飛行機で羽田から出国していくことができ、あるいは箱根とか京都の観光を楽しんだ上で、伊丹の空港とかあるいは神戸の港から、飛行機や船舶に乗りかえて出国することもできるようになつていいたした次第でございます。

現行制度のもとでは、寄港地周辺に上陸します船舶あるいは飛行機の乗員や乗客が、四十五年度の統計によりますと約百八十八万人にのぼつておりまして、今度の法案で手続が改正されますと、観光旅行をする外国人にとっては非常に便利になるということ、国際旅行の簡易化ということが望まれておる点に、大いにこたえることができる存する次第でございます。

それから、第二点の外国人の在留制度の合理化について申し上げますと、今度の法案では、まず在留資格の制度を実情に見合うようなものにいたしました。すなわち、外国人がわが国に在留する場合には、原則といたしまして、在留資格と在留期間が定められるわけでございまして、日本には最近アジア各国をはじめとしたしまして、その他中南米諸国、アフリカ諸国、いろいろな国から技術研修生がたくさん入つておるのでございまして、この技術研修生をそのものずばりで受け入れる在留資格がございせんので、そういった不備がございましたので、これを現状に即したものに改めた次第でございます。それから次に、在留外国人が入つてきますが、

いろいろ多様になっておりますので、わが国の国民の利益が不当に侵害される面もふえてくること懸念いたされますので、日本で興行を行なう者、あるいは貿易、事業などをする者、それから技術研修を受ける者、熟練労働者などの在留資格で入国しようとかいう外国人に対して、日本人の職域が不当に侵害されることを防ぐため、あらかじめ入ってくる外国人の職種や活動場所の指定をすることができるといいたした次第でございます。

それからまた、日本に入ってきた外国人は、日本の政治に参与する資格はございませんので、当然慎んでもらわなければならない政治活動というものがございしますが、これを規制することといたしまして、これの違反を是正するために、中止命令という制度を設けたこととございます。

以上が、今度の法案の、前の法案と比べまして、改正したおもな点でございます。

○鑑治委員 改正のおもな点は承りましたが、私がいまここで特に聞かんとするのは、いままで過去二回にわたってこの法案が国会へかかりますたびに、たいへんな反対がありました。われわれもその点を十分しんしゃくし、質問をし、勉強もしたわけですが、あなたの方のほうでも反対の理由は十分おわかりになっておったことと思うのであります。したがって、いま新しく出されます以上は、いままでこのような反対理由のあったことを前提として、その反対理由はとり得べからざる反対理由であれば、これは何ら考える必要はないが、反対に相当のくみすべきものがあるとするならば、これにくみして出すのは、新しい法案を提出せられる主眼であると思うのです。

しこうして、このたび出されたこの法案にも、これらの点を考慮して改正して出された点があると、先ほどからずいぶん問題になっておりますパンフレット等にも出ておるのですが、その点ありますれば、こういう主張に対してはこのように改める、この点はいま新しくやったんだ、こういう

ことを、ひとつできるだけ詳しく述べてもらいたいと思うのです。いま言われた大きな名称の変更も、これは考えられた一つの大きな理由であると思えますが、そのほかいま述べられた諸点について、反対理由を取り入れて改正されたというならば、その点をひとつお述べいただくことを希望いたします。

○吉岡政府委員 ただいま御説明申し上げましたのは、出入国の手続の面と、それから在留管理の面について主たる点を御説明申し上げましたが、特に昨年の六十五国会に提出されましたもの、今度提出いたしましたものと相違点、御質問の趣旨も、過去に提出された法案に対して諸般の反対があつて、その反対の中で傾聴すべきものは傾聴して、法案を修正するなりした点があるのではないかと御質問かと了解いたしますので、その点について御説明申し上げます。

まず第一点は、法律第二百二十六号該当事者及びその子につきまして、昨年の法案におきましては、一定の政治活動等をしておる者に対する中止命令をかぶるということでございまして、除外されることになっておりませんでした。昨年以来の諸般の国会内外における御議論等をしんしゃくいたしまして、このたびはこういった法律第二百二十六号該当事者及びその子、一定の政治活動を規制する中止命令の対象からはずしたということとでございます。

第二番目には、退去強制の手続が、昨年の国会に提出されました法案では三段階をとっておりましたが、こういった外国人が日本から退去させられるといったようなことは、本人にとっては一身上のきわめて重要なことであり、また人権を尊重するたてまえから、三段階では簡単に過ぎるのではないかという御批判もございましたので、現行令どおり四段階というふうに改めた次第でございます。

それから第三点は、再入国許可を受けて海外に出た外国人が、再入国許可の有効期間を延長する場合に、永住者だけにその延長許可を認めてお

たのでございますが、このたびは、再入国許可を受けたそのすべての者に対してこれを許可するといった、こういう修正点も加えて今度の法案といいたした次第でございます。

○鑑治委員 この法案を読みますと、あなたの方の苦心もわかりますが、大体いまあげられた点でよく承ります。あなたの方がかく苦心をして改訂してお出しになりましたが、一部の人のわかれわれのところへ送られたる文獻を見ますと、これは改正したというけれども、なお改悪だ、こんなものを通されたいへんだ、こういうのでも、せっかくのあなたの方の苦心は、かえってわれわれ外国人に対して不便を与えることを考えているんだ、こういう議論が出ております。これは出ておるから露骨に申し上げなくちゃなりません。イデオロギーの相違その他感情の違い等出てくるものであるかもしれませんが、いまここでこの法案を通そうとするならば、こういう反対に対して、あなたの方はそうじゃないんだ、こういう堂々たる理由がなくちゃいかぬ、苦心されたんだから。それらの点について、今後私に与えられた時間の限り、実例をもってお聞きしたいと思うので

す。

第一番に、いま言われた法律第二百二十六号の該当事者を中止命令事項の適用から除外したという点でございますが、さらに退去強制対象者からも除外されておるようでございますが、これに対しては一部の人は、かように除外したとは書いてあるけれども、これは附則第十六条第五項及び第六項によつて当分の間適用しないとなつておる。当分の間とは一体いつまでなんだ。いまこういうふうにして除外するとは言いがた。いつでも復活してこれを適用し、中止命令を食らわせるという考えだろ、こういうことを言っております。これはそういう意味でやられたのか、また、どうして附則にこれを入れたのか、この点に對してひとつ確固たる弁明を承りたいと思

います。

○吉岡政府委員 御案内のとおり、法律第二百二十

六号の二の六該当事者と申しますのは、戦前から日本に在留しておりました朝鮮半島並びに台湾出身の方々でございます。これらの人たちは、法律的には講和条約発効まで日本人であつた人たちでございます。講和条約発効の瞬間に、自己の意思によらずして外国人となられた方々でございます。したがって、日本に在留する外国人の中でもきわめて特別のステータスを持つておられる方々でございます。昭和二十七年でございすか、法律第二百二十六号によりまして、別に法律で定めるところにより、在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、日本に在留することができるといふことが定められておりました。特殊な地位に立つておられる方々でございます。いま申し上げた方、もちろんその子を含むということとでございます。

したがって、政府といたしましては、遠からずこういった人たちの処遇をはつきりさせるために、別に法律をつくりまして、その在留資格及び在留期間を定めるということとを予測いたしておりますので、その別個の法律ができるまでの間といたして考えて、附則で当分の間ということとを規定した次第でございます。

私から申し上げるまでもなく、附則に規定されたこととございまして、法律の一部を構成するものでございまして、かりに法務省当局が、この点が都合が悪いからということを考えて変更を加えようと思つても、これは議院におはかりしまして、国会で御承認を得た上でなければ変更ができませんのでございすから、法務省だけの一存で、これが安易に修正あるいは変更されるというところは絶対ないこととございすから、その点、一般の方々の誤解も多々あつたようでございすし、われわれもいたしまして、この点の誤解の払拭に努力しておる次第でございます。

○鑑治委員 まことにどうもよい答弁を得たと思ふのでありますが、文字がどうも当分の間というのだから、いつでも変えられるのじゃないかということだが、いまあなたのおっしゃつたも

次に承りたいことは、再入国の許可についてであります。旧令と申しましようか、それでは、単に「本邦に在留する外国人」とあるのです。しかるに、新法案では「在留資格を有する外国人」となつて、一般の外国人といつておつたものを、特に「在留資格を有する外国人」というふう指定されている。これは、この再入国許可についての範圍を狭めたものと解釈される、こういう主張があるのであります。これは私はよく調べてみましたが、どうもよくその趣旨がわかりませんが、ここでひとつあなたのほうで明白にしてみました。

○鍛冶委員 これはすいぶんむずかしいものですから、機会あるたびにそれこそ、こういうパンフレットでもわかりやすくこの点は指摘されぬ

害するか、公安を害するかという点を非常に慎重に考慮されて、法務大臣が認定されるということになるかと存じます。

○鑑査委員 これもやはり、これを適用される者から見たらいいやない気持ちがあるのだ、こういうこ

○前尾国務大臣 これな包括規定でありますから、要するに前に書いておることに包括されない場合もあるかもしれぬ。しかし、ここに列挙されておるものと大体において同じだということでなければ、私はこれを認定するということはできない。

い、こういうように考えます。

○鑑治委員 その次は、同様の規定についての問題ですが、法案第二十六條第一項第二号に、「日本国の機関において決定した政策の実施に反対する公開の集会若しくは集団示威運動」をした場合に中止命令が出せる、こういうことになっております。これもすいぶん範囲の広いものであって、先ほどから言うように、在日朝鮮公民を、この運動をやった、この運動をやったと中止命令を食わせ、さらにまた退去命令を食わせるという意味で出ておるものじゃないか、こういう疑いを持っておるわけですが、これはどういう意味でこういう文句が出たのか、この点をひとつ明瞭にしたい。

○吉岡政府委員 二十六條第一項第二号は、政治活動に対する中止命令でございますが、これは一般に日本に在在する外国人が、本来慎むべき政治活動をやった場合に、ある場合には処罰あるいは退去強制ということも考えられるのでございますが、あるいはこれは、あるいは風俗習慣等の違いから、一挙にそこまで持っていくのは、あるいは無理ではないかという事態も想像されますので、その一歩前の段階といたしまして、二十六條第一項第二号に規定されますような行為を行なった場合には、あらかじめ中止命令を出すということの規定でございまして、これと在日朝鮮人の場合の関連におきましては、先ほど来申し上げましたように、法第二百六十六号二の六に該当する人たちは、この中止命令の対象からはずされておることとございまして、在日朝鮮人の大部分の方は、この対象から除外されておる次第でございます。

○鑑治委員 これはやはり先ほどから言うところ、イデオロギーが違ふということを認識しておるものから、そこで、何でもこれへ持ってきてこれにはめられてはたいへんだ、こういうことです。あなた方は、そういう意味でこの条文を入れたものでないとは私は信じますが、相手方から見るとそういうふうに思うのだから、この機会

に、この条文を入れたのはそういう意味であるのかどうか、そういうことではないならばないかということ、ここでひとつ鮮明してもらいたいと思うから、私はこういう質問を出したわけです。

○前尾閣務大臣 およそ独立国であります場合、何ら政治参加の許されてない外国人が参りまして、それによつていろいろ政治運動がなされるということは、これは原則として許されません。これは独立国である限りにおいて、外国から、外国人からいろいろ政治的な介入を受けるということ、は、独立国のためとしましてはあり得ないこと、そういうことを明らかにしたにとどまります。

したがって、戦前からありました朝鮮の方々というのは、われわれはむしろ、いままでの沿革から考えて日本人であるという考えのもとに、例外の規定を置いておるわけであります。それらの人が政治活動をするに際しては、われわれ特例を設けてはつきりそれを許しておるのでありますから、その限りにおいては、私は、何もそれで束縛するということな考えは、毛頭持っていないことをはっきり申し上げておきます。

○鑑治委員 では、一応このくらいで……。

○松澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後三時十二分開議

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

出入国法案について質疑を続行いたします。鑑治良作君。

○鑑治委員 大体同じような質問ですが、いろいろあけておられるから、それを私はここで明白にするために言うので、よくわかるように説明していただきます。

本法案の第六條第十五号の外国人上陸許可拒否規定についてでありますが、「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と

ありますが、これも在日朝鮮人の再入国許可を取り消すことを、法務大臣の任意でやつて、いつでも取り消すようにしようという考えだろう、こう言いますが、この「おそれがある」と認めるといふことです。これはどういう意味でお入れになったのか。そういう目的であるかどうか、ひとつ明瞭にしたいと思ひます。

○吉岡政府委員 御指摘の第六條第十五号におきましては、外国人が日本に入つてまいります場合に、「日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがある」ということでございしますが、これはもちろん入国に先立つて、入国を許可するかどうかということでございますから、この利益、公安を害する行為を行なうおそれがあるかどうかを、客観的な事実に基づいて法務大臣が認定した上で、それでそれに該当する場合には、入国を拒否する条項でございします。

○鑑治委員 これは前と変わつておるのですか。このおそれという問題だが、これは前も同じじゃなかったですか。どうですか。

○吉岡政府委員 前と全く同じでございします。

○鑑治委員 前というのは現行令ですよ。いまの管理令です。

○吉岡政府委員 現行管理令と同じでございします。

○鑑治委員 そうすると、別に改悪とか改正という問題じゃないが、この「おそれ」という文字を乱用して、そして在日朝鮮人を追っ払おうとするのでないか、こういう主張もあるのです。大臣、さような考えで規定を入れられたものではないかろうとは思ひますが、この点ひとつ明瞭にお答え願ひたいと思ひます。

○前尾閣務大臣 もとより、乱用するというようなことは全然考えておりません。独立国として、公安なり利益を害するというおそれがある者を入れるというわけにはまいらぬわけでありまして、これは独立国家として当然のことではなからうかと思ひます。しかし、先ほど局長も答弁いたしましたように、これは常に客観的な事実に基づいて、

はつきりそういうおそれがあることを認めるという客観的な事実があることを前提として考えていかなければならないと思ひます。

○鑑治委員 次に、これはこまかいようなことであるが、特に憲法上認めておる人権の侵害を目的とする改悪だ、こう言つておられますから、これはひとつ丁寧にお答えを願ひたいと思ひます。

第一に申し上げたいことは、この法案の第四十八條、これは緊急の場合に、令状なくして収容するという重大な規定でございしますから、特にやかましく言うのだと思ひますが、旧令では、「逃亡の虞があると信するに足りる相当の理由があるとき」とあつたのを、今度の法案では、「逃亡するに足りる相当の理由があるとき」と改められたわけでありまして、「虞があると信するに足りる」ということと、「疑うに足りる相当の理由」ということと、いまのものは軽くなった、こういう意味だろうと思ひますが、変えられた理由はどこにあるのか。また、いま言うような考えではもちろんなからうと思ひますが、その点をひとつ明瞭にここで答へ願ひたいと思ひます。

○吉岡政府委員 御指摘の点は、単に用語を統一したものでございまして、「虞があると信する」と申しますのと疑いという場合には、内容的にわれわれは差異はないと考えております。収容には、疑うに足りる相当の理由の存在が要件にされております。その理由は、客観的にも理解できるものでなければならぬから、乱用のおそれが生ずるということはないと考えております。

○鑑治委員 その文字を変えられた理由です。前は「虞があると信するに足りる相当の理由があるとき」とあつた。それを、疑うに足りると信するじゃない、「疑うに足りる相当の理由」となつておるから、それで範囲が広がったのじゃないか、こう言うのです。この点はどういう意味で変えられたのか、その点からひとつ述べていただければわかる。

○吉岡政府委員 両方の表現の間におきましては、実体的には相違がないということで、法制局

のほうと相談をした際に、用語を統一する意味で、法案の用語を選んだものであります。

○鑑治委員 そうすると、あなたの方のほうで考えが、あつて書いたのではなくて、法制局の条文上の整理というか、例というか、そういうところから書いたんだということになりますね。

○吉岡政府委員 お説のとおりでございます。実体的に相違がないということで、用語を統一する上で法制局のほうから、このほうがよからうということを書いておいた次第でございます。

○鑑治委員 その点は重大に考えておるようですから、ひとつ機会あるごとに、その点を明瞭にしておらうと思ひます。

その次は、被収容者との面会の制限の点でございます。法案第七十七条では、「できる限りの自由が与えられなければならない。」と出ておるのですが、これはたいへん考へてつくられたと思うのですが、同条第五項において、「被収容者の面会を制限し、」として、旧令で認めておつた弁護士及び肉親との面会をも制限した。これはだれでも制限できるというように読めるものだから、これはたいへんだ、人権の侵害である、こういうことを言つておるのですが、この点は、「被収容者の面会を制限し、」とあることはありますけれども、これをどういう意味でこういふに直されたのか、この点を明瞭にしたい。

○吉岡政府委員 現行令では、第六十一条の七の第六項におきまして、委任規定に基づきまして被収容者処遇規則に規定したとおりになっておるが、面会の規制をすることができるようになっておるが、現在の令の運用の経験から申しまして、そのことは性質上法律において規定するのが相当であると考えまして、七十七条第五項にその旨を規定したのでございます。

○鑑治委員 旧令では、これは第六十一条の七であつたはずですが、その第五項には、「入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上必要があると認めるときは、被収容者の発受する通信を検閲し、及びその発受を

禁止し、又は制限することができ。」となつておつたのを、このたびは、「入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、収容場所の保安上必要があると認めるときは、被収容者の面会を制限し、若しくは禁止し、又はその者の発受する通信を検閲し、」この「面会を制限し、若しくは禁止し、」このことでございますが、それならこれは、いま疑問にしておられるように、弁護士及び肉親との面会を制限するつもりで入れたのですか、どういう意味ですか、その点を明瞭に答えてもらいたい。

○吉岡政府委員 この規制をいたしました目的は、この種の施設の機能を保障するための最小限度のものでございまして、いわば施設管理権に基づいて当然認められるものであるとわれわれは考へております。したがひまして、弁護人の接見交通権を無視したり、あるいは弁護人の接見は十分尊重し、これを妨害するつもりはございせん。

○鑑治委員 それじゃ、弁護人の面会ができるというの、どの法律に基づいてやられるのですか。刑事訴訟法の準用かなんかでやるのですか。

○吉岡政府委員 刑事訴訟法の場合にはそれがそのまま適用になりますし、別にこの法律が禁止いたしております。

○鑑治委員 そうすれば、この規定があるからといって弁護人の制限はできないわけだと、こう聞いてよろしゅうございませう。

○吉岡政府委員 収容施設の保安上の必要がある場合だけ規制することでございます。

○鑑治委員 そうなると問題になってくるのです。どういふ場合に保安上必要があるのですか。その点、何でも保安上だ、保安上だと言われてはたいへんだ、こう言うのですが、あなたのほうで一定の規律を認めて、無理にこれを入れてその制限を拡張したというものでないだろうと思うのですけれども、ないならばないということ、ひとつ明瞭にしてみらねと困ります。

○吉岡政府委員 被収容者の面会等を制限または禁止します場合は、収容者の逃走とか、自傷他害、集団暴動のおそれがある、そういった収容場所の保安上の必要があるときに限つて制限するということでございます。

○鑑治委員 それは旧令の六十一条の七第五項にも同様の規定があるので、そういう保安上の必要があると認めるときは、そういう保安上の必要があるとは認める、そういうのは、そして「発受する通信を検閲し、及びその発受を禁止し、又は制限する」ということになっておつたところへ、ただいまのような、今度の新しい法案では、「被収容者の面会を制限し、若しくは禁止し、」こうなつておるから問題になつてゐるので、保安上の必要があるからというのには当然であつて、答弁にならないのです。

○吉岡政府委員 先ほど申し上げました現行令の第六十一条の七、六項の委任規定に基づきまして、被収容者処遇規則というのが省令で定めてございまして、その省令に規定してあつたものを、今度法律にあげて明記したということでございます。

○鑑治委員 この六項ですか。

○吉岡政府委員 はい。

○鑑治委員 そうすると、そういうことで、特に本法案においてはその制限を広くした、こういうものではない、かように聞いてよろしゅうございませう。

○吉岡政府委員 お説のとおりでございます。その次は、送還先の指定権についてでございます。現行令では、送還する場合に本人の希望をまずもつて先に聞きまして、それからこれこれこれこれということになっておる。これは旧令の第五十三條の三項。ところが、この法案ではこれこれのところに指定する。そしてそのあとで、一番あとに本人の希望というところが載つておる。現在では本人の希望を第一番にし、それから本人の希望でないときはこれこれと、こうなつてゐるのに、今度のはこれこれに指定する、そのあと本人の希望があればこれをいれる、こういうものだから、本人の希望があつたになつて、前とは優先とそうでないとの違ひが出てくる、こういうことだろ

うと思ふのです。これはどういふわけであつたか、せられたのか、この点を明瞭にせられたいのです。あなたの方のほうで本人の希望をいれないことが目的でやられたのなら、これはたいへんな問題ですが、そういうことであるのかどうか、まずそのことからお答え願つて、次に、法案でいうことになつたのはどういふわけか、こういうふうにお聞かせを願ひたいと思ひます。

○吉岡政府委員 法案第五十六條第二項の各号の規定は、その精神におきましては現行令と同じでございます。地方入国管理官署の長が送還先を指定するにあたり、送還先を五十六條第二項第一号ないし第五号及び第六号、第六号は本人の希望する国でございますが、この六つのうちのいずれかに限られるという趣旨でございまして、送還先の優先指定を定めてゐるわけではございせん。つまり一から六までのうち、一番、二番、三番は優先順位というつもりではございせん。したがひまして、入国管理官署の長は、同項に定めまして、いずれかの国を送還先として指定し得るわけでございますが、同条の三項におきまして、送還先を指定する際には、「できる限り退去を強制される者の希望を尊重しなければならない。」ということとを規定いたしまして、人道上の見地に立つた配慮が十分なされなければならないことを定めたものでございませう。

○鑑治委員 現行令の五十三條は、二項の本文とありますが、前文といひますか、「前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとす。」といふ、本人の希望を主として、このいふに定めるというふう書いてあるわけですね。ところが、いま出された五十六條二項では、「地方入国管理官署の長は、退去を強制される者を前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適当でないとき、次に掲げる国のいずれ

相当の事情があるときは、次に掲げる国のいずれ

ら、本人の希望があつたになつて、前とは優先とそうでないとの違ひが出てくる、こういうことだろ

思ふのです。これはどういふわけであつたか、せられたのか、この点を明瞭にせられたいのです。あなたの方のほうで本人の希望をいれないことが目的でやられたのなら、これはたいへんな問題ですが、そういうことであるのかどうか、まずそのことからお答え願つて、次に、法案でいうことになつたのはどういふわけか、こういうふうにお聞かせを願ひたいと思ひます。

○吉岡政府委員 法案第五十六條第二項の各号の規定は、その精神におきましては現行令と同じでございます。地方入国管理官署の長が送還先を指定するにあたり、送還先を五十六條第二項第一号ないし第五号及び第六号、第六号は本人の希望する国でございますが、この六つのうちのいずれかに限られるという趣旨でございまして、送還先の優先指定を定めてゐるわけではございせん。つまり一から六までのうち、一番、二番、三番は優先順位というつもりではございせん。したがひまして、入国管理官署の長は、同項に定めまして、いずれかの国を送還先として指定し得るわけでございますが、同条の三項におきまして、送還先を指定する際には、「できる限り退去を強制される者の希望を尊重しなければならない。」ということとを規定いたしまして、人道上の見地に立つた配慮が十分なされなければならないことを定めたものでございませう。

○鑑治委員 現行令の五十三條は、二項の本文とありますが、前文といひますか、「前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとす。」といふ、本人の希望を主として、このいふに定めるというふう書いてあるわけですね。ところが、いま出された五十六條二項では、「地方入国管理官署の長は、退去を強制される者を前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適当でないとき、次に掲げる国のいずれ

かを送還先に指定することができる。」こうなっておりますね。だから、これは別に優劣を定めずにどれをやってもいい、こういうことに書かれたのであるけれども、第六号に持っていておるからそういうことになるのです。

そうすると、いずれかを送還先に指定するというのだから、本人の希望があれば、本人の希望をなるべくいれるというふうにも解釈できるが、その解釈してよろしいのですか。そういうつもりですか、どうですか。

○吉岡政府委員 いま御指摘のとおりでございます。

○鑑治委員 これもどうも、書き方によってそういう疑いを生ずるということは、まことにどうも情けないことでありますからね。ことにいやなことには、この条文をもって朝鮮公民を韓国へ送ろうとするのだ、朝鮮へ戻ろうとするのに、いや韓国へ向け、前におったところだ、こう言っているんだ、こういうことまで言うておるのですから、よほど重大に考えぬと、これは大きな反対の理由になっておりますから、この点、もう一ぺんあらためてひとつ御答弁を願いたい。

○吉岡政府委員 御指摘の点は、われわれとしても十分慎重に考慮して対処してまいったのでございまして、また、この法案が成立いたしましたら、運用にあたりましては、御趣旨を体して慎重に対処いたしたいと思っております。

○鑑治委員 十分ひとつとくと御留意を希望いたしておきましょう。

その次は、特別在留許可申請の不許可の命令に対して、行政訴訟を起こす権利をなくした、これはどうも重大なる人権の侵害だ、こう言うのです。これはこの前からもよくわかっておるのです。それは私もよくわかっておるのですけれども、私の解釈では、旧令第四十九条で、不許可の通知を受けたときは、本人は異議の申し立てができる。ところが、新法案では第三十二条第五項、第六項で、「地方入国管理官署の長は、特別在留許可を上申することができる。」この本人の

やるのにかわって、地方入国管理官署の長が許可申請をする。そして不許可の場合は右の長に通知する、こうなると、本人に通知しなくても、本人からその決定に対して、不服だということで行政訴訟を起こすことができない、こうなった規定だろうと思うのですが、そういうのかどうか。またそれとも、この規定の改正は前と変わりのない、不許可の決定に対して、不服の場合は異議申し立ての行政訴訟ができるのかどうか、これが第一番です。できるとするならば、私が言ったのと違つか、どういふことでできるのか、こういう点をひとつ明瞭に説明してもらいたい。

○吉岡政府委員 法案におきましても、強制退去事由に相当した者は、異議の申し立てをいたしまして出願をすることはできるのでございます。現在出入国管理令と何ら異なっておりません。ただし、今度の法案の立て方といたしましては、現行令におきましては、退去強制事由に該当いたしました際には、退去強制の手続を進め、最終段階で強制令書が発布される段階において、異議の申し立てをして特別在留許可の申請をすることになっておりますが、法案のたてまえから申しますと、いついかなる段階におきましても特別在留許可の申請ができる、また上申ができるということになっておりますので、出願ということとは、今度の法案には条文上明記されておられません、事実上出願をすることは差しつかえないし、また、事実行なわれると存じます。

○鑑治委員 どういふことでできるのですか、それを言ってください。どういふことで、どういふ場合に行なわれるのか。

○岡田説明員 先ほどの鑑治先生の御質問の中に、法務大臣に対して特別在留許可の申請をすることができ、それに対して法務大臣が不許可の命令を出すことができるのか、このとき制度になっているというふうな御趣旨の、そういう誤解があるというふうな御趣旨の御質問がございましたが、この法案におきまして、法務大臣に対して特別在留許可に対する申請という制度はございません。

また、法務大臣の特別在留許可の不許可の命令という制度もございません。

ところで、法務大臣の裁決に至ります前に、退去強制事由に該当いたしますというふうに入管の警備官あるいは審査官が認定いたしました者に付しまして、地方入管の長のところで、退去強制事由に該当いたしますという判定をいたしました場合に、その判定に対して異議の申し立てをすることができるといふ制度は、現行管理令におきましても、この法案におきましても同様に行なうことができます。

○鑑治委員 それは三十二条の何項の何号にあるか指摘してもらいたい。

○岡田説明員 法務大臣に対して特別在留許可に對します本人からの出願というものにつきましては、この法案におきましては明文上規定してありません。地方入管の長の上申権、これは規定してあります。ところで、異議の申し立てができるという点につきましては、これは三十二条のほうではございまして、退去強制手続のほうの条文に、異議の申し立てができるという制度が明記してございます。

○鑑治委員 それは何条ですか。

○岡田説明員 法案の五十一条でございます。

○鑑治委員 「異議の申出」のところですね。それならばその点をひとつ明瞭にしたいので、決してそういう権利を奪っておらぬのだと、かように承知してよろしくございませう。

○岡田説明員 そのとおりでございます。

ただ、出願という面につきましては、本人の出願権、権利というふうな形のものとは明記してありません。しかし、本人が特別在留許可の、法務大臣の許可の職権発動を求めまして出願をすることができるといふ、そういう意味での出願は、いつでもすることができるといふふうになっております。

○鑑治委員 まあこまかく言えば切りがあらまさんから、それじゃもう一つだけにとどめましょ

う。仮放免について、放免の理由を厳格にしたと、こういう主張です。これもいま言われた五十三条のようですが、第一番は、現行では「仮放免」とあるのを「収容の一時解除」ということに直した。これは一体どういうわけか、こういうふうにしたのか。仮放免でないのじゃないのか。これが第一ですが、これはいかがです。

○吉岡政府委員 仮放免と申しますのは、御承知のとおり、本来証拠が十分でない場合にかりに放免して、新たな証拠があらわれたときに再び手続を進める制度を意味するのでございまして、出入国管理令に規定いたします仮放免はこのような制度でございまして、その者の状況等により収容を一時停止する制度でございまして、

そこで法案では、その実態を正確に表現する用語といたしまして、収容の一時解除及び退去強制令書の執行停止の一態様である収容の停止という用語を用いたものでございまして、その実態は、現行令に規定されておる制度と全く同一でございまして、

○鑑治委員 これは読む人の気持ちですから、同じなら同じだということを明瞭にしておいていただきます。

その次は、解除の条件をきびしくした。これは前の旧令の五十四条といまの五十三条とは幾つもの、前は第三項までしかなかったのが、今度は第七項までありますから、その点をあげておるのですが、何か特別強くしておるのかどうか、またせなければならぬことでもあったのか、その点を承りたい。

その次に、いままでも保証金は三十万円であったものを五十万円にした。これは時節が変わるので、それから、罰金等の臨時措置法を改正しておるから、それは問題ないと思いますが、条件をふやしたのはいったいどういふわけか、この点を説明をしてください。

○吉岡政府委員 現行令におきましては、いかなる場合に仮放免をすることができかねたかについては、法律上の制限がないのでございまして、入国

者收容所長または主任審査官は、情状、容疑者の性格等を考慮して仮放免すべきこととされておりますので、逃亡のおそれがあったりあるいは收容を猶予すべき事情がない者についても仮放免をすることができるといふことは、現行令には明示していませんのでございます。したがしまして、法案のような規定を設けたことによつて、内容的にきびしくなつたということはないと存じます。

○鍛冶委員 要するに、やらなければならぬことをやつたのであつて、特別に仮放免をめんどうにしようという意思ではないと、こういうふうに承つてよろしうございますね。

○吉岡政府委員 はい、そのとおりでございます。

○鍛冶委員 きょうはこの程度にしておきましょう。

○松澤委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

法務委員會議録第二十六号中正誤

ベ 段 行 誤

一 三 三 畑和君

安宅常彦君外一

二 一 二 畑和君

米田東吾君外一

昭和四十七年六月二十四日印刷

昭和四十七年六月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局